

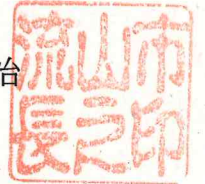


第4号様式

流河第79号
令和3年2月26日

流山市監査委員 佐々木 健一 様
流山市監査委員 森 亮二 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年2月18日付け、流監第112号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年2月18日・流監第112号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
土木部 河川課	意見	流山市洪水ハザードマップの更新にあたり、作成費については消防費にて予算計上し執行していたものの、同事業と解される配布のための流山市洪水ハザードマップ新聞折り込み業務委託については、土木費にて伝票処理を行っていた。新型コロナウイルス感染症の影響により急遽発生した業務であったこと等の背景は理解できるが、疑義が生じることが無いよう関係各課と協議し、適正な予算の執行ができるよう厳正なチェック体制を構築されたい。	適正な事業での予算執行がされるよう、課内の複数職員で確認し、疑義が生じる可能性が予見される場合は、財政部局ともあらかじめ協議します。 なお、今回の指摘事項等に関しては、適正な事業である消防費に訂正いたしました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。